

第六回国会 大蔵委員会 議録 第十二号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長代理 理事前尾繁三郎君
理事大上 司君 理事北澤 直吉君
理事小山 長規君 理事島村 一郎君
理事川島 金次君 理事荒木萬壽夫君
理事早稻田柳右エ門君
理事内藤 友明君

出席政府委員

江田斗米吉君 岡野 清豪君
塚田十一郎君 吉米地英俊君
中野 武雄君 西村 直巳君
三宅 則義君 宮崎 靖君
田中織之進君 松尾トシ子君
橋本 金一君 宮腰 喜助君
河田 賢治君 中村 寅太君
中野 四郎君

大蔵政務次官

水田三喜男君

(主計局法規課長)

大蔵事務官

佐藤 一郎君

(主税局長)

大蔵事務官

平田敏一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官

原 純夫君

専門員

黒田 久太君

専門員

椎木 文也君

十一月十八日

十月十七日

茶に対する物品税撤廃の請願(中村

又二君紹介)(第四三二号)

農機具に対する取引高税免除の請願

(岡村利右衛門君紹介)(第四四二号)

漆器に対する物品税改正の請願(佐

第一類第六号

大蔵委員會議録第十二号

昭和二十四年十一月十八日

藤榮作君外一名紹介)(第四五五号)

政府支拂促進に関する請願(丸山直

友君外二名紹介)(第四五八号)

陶磁器に対する物品税改正並びに取

引高税撤廃の請願(中村又二君紹介)

(第四六八号)

文房具及び紙製品に対する物品税撤

廃の請願(早稻田柳右エ門君紹介)

(第四六九号)

乾のりに対する物品税撤廃の請願

(早稻田柳右エ門君紹介)(第四七〇

号)

同(河野金昇君紹介)(第五三二号)

木製家具類に対する物品税撤廃の請

願(大澤嘉平治君外一名紹介)(第四

七六号)

木製家具類に対する物品税改正の請

願(神田博君紹介)(第四七七号)

同(西村直巳君紹介)(第六五〇号)

節飾物類の物品税改正に関する請

願(神田博君紹介)(第四七八号)

同(西村直巳君紹介)(第六五二号)

戦災都市の火災保険料率改訂に関す

る請願(江崎真澄君紹介)(第四九六

号)

揮発油税法の一部改正に関する請願

(江崎真澄君紹介)(第五〇七号)

旧日本貯蓄銀行の第二封鎖預金に

関する請願(菊池義郎君紹介)(第五

二四号)

ねん(捺)糸業者に対する課税方法改

善の請願(河野金昇君紹介)第五三

〇号)

手すき紙に対する物品税撤廃の請願

(阿左美廣治君紹介)(第五三五号)

同(坪川信三君紹介)(第七一九号)

同(塚田十一郎君紹介)(第七二八

号)

ミシンに対する物品税免除の請願

(前田郁君紹介)(第五四九号)

陶磁器に対する物品税撤廃の請願

(高木吉之助君紹介)(第五九七号)

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第五九

八号)

養蚕業者に対する二重課税廃止の

請願(武藤嘉一君紹介)(第六〇六

号)

めがねのわくに対する物品税免除の

請願(坪川信三君紹介)(第六二三

号)

所得税の賦課に関する請願(岩川與

助君紹介)(第六三二号)

戦災未亡人に対する課税軽減の請願

(林百郎君外一名紹介)(第六四三

号)

たばこ民営反対に関する請願(川野

芳満君外一名紹介)(第六七三号)

同(小山長規君外一名紹介)(第六七

四号)

同(坪川信三君外一名紹介)(第七一

八号)

同(淵通義君外二名紹介)(第八〇五

号)

同(今井耕君紹介)(第八〇六号)

運動用品に対する物品税撤廃の請願

(川野芳満君紹介)(第六八二二号)

同(宮崎靖君紹介)(第八一三三号)

所得標準率決定の請願(川野芳満君

外一名紹介)(第六八三三三三三三)

織物消費税並びにメリヤスの物品税

引下げに関する請願(川野芳満君外

二名紹介)(第六八四四号)

国家公務員共済組合法の一部改正に

関する請願(河田賢治君外二名紹介)

(第七〇九号)

同(中原健次君紹介)(第七二〇号)

国分町に刻たばこ製造工場設置の請

願(中馬辰猪君紹介)(第七二二二号)

美術品に対する物品税撤廃の請願

(江田斗米吉君外一名紹介)(第七四

七号)

同(平井義一君紹介)(第八八二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

漁業に対する課税改善の請願(小高

嘉郎君紹介)(第七七八号)

工業専用ミシン及びミシン針に対す

る物品税免除の請願(早稻田柳右エ

門君紹介)(第八二四四号)

化粧品に対する物品税減免等に関す

る請願(木村公平君外一名紹介)(第

八四三三三三三三三三三三三三三三

密造酒防止対策に関する請願(菅家

喜六君紹介)(第八四六六号)

マッチに対する物品税撤廃の請願

(首藤新八君紹介)(第八四八八号)

所得税の同居家族合算申告制度廃止に

関する請願(山口シヅエ君紹介)(第

八五三三三三三三三三三三三三三三

税務機構の拡充強化に関する請願

(坂本泰良君紹介)(第八五四四号)

土地台帳法の一部改正に関する請願

(八百板正君紹介)(第八五五五号)

日本専売公社法の一部改正に関する

請願(松澤兼人君外三名紹介)(第八

九二二二二二二二二二二二二二二二

安正君紹介)(第九一五五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

紙に対する物品税撤廃の陳情書外二

件(愛媛県知事青木重臣外五百十名)

(第一七六号)

ミシン類に対する物品税撤廃の陳情

書(岡山市岩田町六十五番地岡山県

ミシン商工業協同組合理事長村下豊

三郎外十二名)(第一九六号)

超過供出の所得を課税対象より除外

の陳情書(盛岡市岩手県町村会長下

飯坂元)(第二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

織物消費税並びにメリヤス物品税引

下等の陳情書(東京都千代田区神田

東松下一番地日本既製服協会長原

一良外七名)(第二二五五五五五五五

五五五五五五五五五五五五五五五

旧軍用建物等を自治体警察に無償拂

下の陳情書(山口県議會議長清水爲

吉)(第二二五五五五五五五五五五

五五五五五五五五五五五五五五五

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

所得税法の臨時特例等に関する法律

案(内閣提出第三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

織物消費税法等を廃止する法律案

(内閣提出第三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

○前尾委員長代理 これより會議を開

きます。

議案の審査に入ります前に、ちよつ

と御報告いたしたいことがあります。

それは公聴会の公述人選定の件であり

ますが、昨日の理事会におきまして、商大教授の都留重人君、労働調査協議会研究員の永野順造君、日本絹人絹織物商協会の事務理事沼田義雄君、農業復興会議事務理事保田豊君、それに全財、商工会議所より一名ずつ推薦していただくこととし、都合六名を公選人として内定いたしました。以上簡単に御報告申し上げます。

○前尾委員長代理 次は本日の日程に上げました所得税法の臨時特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、織物消費税法等を廃止する法律案の三案を一括して議題として質疑に入ります。

○三宅(則)委員 私は本日この三法案について質疑をいたしたいと思うのであります。いろいろな案があるが、一部を改正する法律案であると思つております。あとに織物消費税法に關する問題、さらに清涼飲料税並びに取引高税を廃止する問題等につきましても、質疑があるのであります。要約いたして質問いたします。後日大蔵大臣がおいでになつたときには、大蔵大臣に對しまする質問をいたしますが、今日は主として政務次官並びに事務當局の方の御答弁を得たいと思つてあります。その根本趣旨を最初に申し上げます。

所得税法の臨時特例等に関する法律案につきましては、大体了承いたしております。ただ私の一番心配いたしておりますのは、現今の社会情勢となつて、税務官吏がまだ民主的になつていないという点であります。前

期国会におきまして私は平田主税局長にお尋ねいたしましたわけでありますが、その後各府県をまわつてみますと、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県等をまわりますと、大分よくなつておりますが、なおまだ民主的になつておらぬ点が相当あります。今後更正決定といふものをやらせるのでありますが、これに對しまして、早く直してやる機関は備わつておると思ひますが、今のところはそういう方法がありません。これを打開いたしますには、私のかねてからの構想では、第三者を入れた公選せられたる所得税調査員に類似のものを置けといふような試案を持つておつた。

ところがシャウプ勧告によつて、それはどうかといふふうにお答弁がありましようが、私は眞実を把握して申し上げます。地方をまわつてみますと、まだシャウプさんの方が日本人の構想をよく見ていらつしやつて、實際はそこまで行つていない、かように考えておりますが、これに對しまして、政府當局はいかなる御感想を持つておるか承りたいと思つてあります。

○平田政府委員 税務行政のあり方についての御意見でございますが、まことに終戦後いろいろな悪條件その他がたたりまして、行政の円滑を欠いておられますことは、御指摘のシャウプ勧告にも指摘されている通りであります。私も極力今後におきまして、改善をはかる必要は大いに認めておるわけでございます。その一つの方法として、今お話のように審査の請求の処理機関として、民間の委員を加えました特別の機関を設けたらどうかということ

は、各方面から非常に要望もございすし、私も率直に申し上げまして、最近の状況からしますと、そういう方法も一つの方法であらうかといふことで、いろいろ研究を進めて参つたのでございますが、この点に關しましてはシャウプ使節團も、お話の通り相当は立入つて研究をされました結果、これも御承知の通り、ただ民間の委員会式のものは少しどうであらうかといふふうで、責任のある政府の特別の官吏を、その方面の仕事だけにやらせるといふような組織を考えたらどうかといふので、例の協議団制度を勧告されておるわけでございます。審査の請求につきましては、一応やはり最初に決定をした官吏が調べる。そうしましてその官吏との間に話がかない場合におきましては、さきの審査だけ処理する協議団が調査をする。それに基づきましてそれ、決定をやりまして、その決定になお不服がある場合には正規の裁判所にまわして、そこで堂々と勝敗をつける。そういう方法が今後におけるそういう問題のあり方として、勧告されておるわけでございます。課税の基本につきましては、御承知の通りあくまでも納税者は所得の事実につきまして、帳簿を記載しておきまして、それによりまして税務官庁と堂々と對抗したらどうか。そういったしまして税務官庁も、そういう帳面をつけております者に対しては、その帳面をよく調べた上でない更正決定をしない、こういう方向に将来は行くように勧告されております。私もこの制度につきましては、来るべき国会に所得税法その他の改正案と関連して提案をはかりまして、課税の適正化を實施する考えであります。その準備的措

置をいたしまして、来る一月一日からその帳簿を記載せしめる必要がございますので、今回の所得税の臨時特例に關する法律案にもその根拠規定を設けておる、そういう道を開こうとしたしておるのでございます。そういうようなことにいたしました、課税といふものを常識でさばくとか、あるいはよろしく妥協、話し合ひできめるといふような方向は、将来の方向としては妥協でない。むしろさつき申しましたように、事實に基きましてあくまでも両方が眞剣に率直に正しい解決を見出す、そういう方向に行くべきものである。これは基本的にほかにその通りだと考えます。私もそういうラインに従ひまして、今後税務及び實際の行政の改善をはかつて参りたい、かように考えております。

○三宅(則)委員 ただいまの平田主税局長の御答弁によりまして、理想といつたしましてはまことに民主的な納税を認める、こういうのであります。私の構想をいたしましては、過去の日本人のことを責めまして非常に恐縮であります。あまりに税金が高かつたために、ほんとうのことを出しますと税金で苦しめられる。はなはだしきに至りましては、もうけた以上にまで税金を拂わなければならぬといふような不確定なる事實があるために、善良になろうとしたとしても、往々にして横流しをするようなことがなければやつて行けなかつたといふのが、事實であらうと思つてあります。ところで私はこういう構想をしつゝあるのであります。納税者の方で間違つた場合、たとえて言うて帳面のつけ方が違つてお

つたとか、あるいは物品税が忘れて落ちておつたとかいふような場合には、五倍ないし十倍といふような苛酷な罰金がかつて来る。また法人、個人等におきまして、ことに法人が多いのであります。二十一年度もしくは二十二年度を、今更正決定をいたしておりまして、それに対して二箇年分の追徴がかつておりますが、もちろんその当時納税者が嚴格に計算をいたして出さなかつたといふせいもありましようが、あまり酷じやないかと私は思つておる。また一方から考えてみますと、税務官吏の方が高く決定した場合において、たれが責任を負うか。この点の責任をたれも負う者はない。納税者の方ははかりに高くきめられた場合においても、一応納めなければならぬのです。私はこういうものにと對しましては、ここに川島委員もおられるようでありまして、適當なる機関を設けて、税務署自身もよく情実を調べなければならぬと思ひます。たとえて申しますと、百万円のもの、百五十万円と決定したような場合、逆に百万円のもの、五十万円と安く決定したような場合、こういう場合においては税務官吏も相當責任を負う。こういう制度を設けたならば、税務官吏の方もしつかりとした人物が出て来はしないか、かように思ひます。また善良なる官吏であり、また有能なる税務官吏につきましては、私は表彰の道を講じてやりたい。眞實を出したにもかかわらず、苛酷に二倍、三倍と決定するやうな税務官吏は、立ちどころに免職してもらいたいと思ひますが、こういう考えはかように思つておられるかお伺ひしたい。

置といたしまして、来る一月一日からその帳簿を記載せしめる必要がございますので、今回の所得税の臨時特例に關する法律案にもその根拠規定を設けておる、そういう道を開こうとしたしておるのでございます。そういうようなことにいたしました、課税といふものを常識でさばくとか、あるいはよろしく妥協、話し合ひできめるといふような方向は、将来の方向としては妥協でない。むしろさつき申しましたように、事實に基きましてあくまでも両方が眞剣に率直に正しい解決を見出す、そういう方向に行くべきものである。これは基本的にほかにその通りだと考えます。私もそういうラインに従ひまして、今後税務及び實際の行政の改善をはかつて参りたい、かように考えております。

置といたしまして、来る一月一日からその帳簿を記載せしめる必要がございますので、今回の所得税の臨時特例に關する法律案にもその根拠規定を設けておる、そういう道を開こうとしたしておるのでございます。そういうようなことにいたしました、課税といふものを常識でさばくとか、あるいはよろしく妥協、話し合ひできめるといふような方向は、将来の方向としては妥協でない。むしろさつき申しましたように、事實に基きましてあくまでも両方が眞剣に率直に正しい解決を見出す、そういう方向に行くべきものである。これは基本的にほかにその通りだと考えます。私もそういうラインに従ひまして、今後税務及び實際の行政の改善をはかつて参りたい、かように考えております。

置といたしまして、来る一月一日からその帳簿を記載せしめる必要がございますので、今回の所得税の臨時特例に關する法律案にもその根拠規定を設けておる、そういう道を開こうとしたしておるのでございます。そういうようなことにいたしました、課税といふものを常識でさばくとか、あるいはよろしく妥協、話し合ひできめるといふような方向は、将来の方向としては妥協でない。むしろさつき申しましたように、事實に基きましてあくまでも両方が眞剣に率直に正しい解決を見出す、そういう方向に行くべきものである。これは基本的にほかにその通りだと考えます。私もそういうラインに従ひまして、今後税務及び實際の行政の改善をはかつて参りたい、かように考えております。

○平田政府委員 将来の方向といたし

ましては、先ほども申し上げましたように、事実に基づきまして正しく記帳する納税者につきましては、必ず税務官吏はその帳面がどうして正しくないかというところをよく調べた上でありまさんと、更正決定ができないということになりますので、将来はそういうことについてよほど改善し得るのではないかと見ております。税務官吏の方もいかげんな認定で課税するわけには参らなくなり、おのずから真剣になると思います。そうなりますと勢い勉強することになります。調査不十分で決定をするというようなことはなくなる。こういう意味におきまして、よほど改善されるものと考えております。また将来はそういう方向にぜひ行くべきものじやないかと思っております。

ただ今までの分につきましては、残念ながらいろ／＼経済の混乱その他がございまして、なか／＼的確な調査が十分できていなかったというところは御指摘の通りでございます。そういうものにつきましても最近なお調べておりますが、これはやはり前の申告と比べまして相当差がある、こういう場合におきましては、やはり正しく調べて決定いたしませんと、すでに正しく納税しておられる納税者の間に負担のバランスを失しますし、勤労所得税も源泉で、いやおうなく天引きして納めてしまつておる。こういうものとの均衡もございまして、これはあくまでも丁重に正しく調べましても、不足があつたら徴収するというのもいたし方なからう。かように思つておるわけでありま。

○三宅(則)委員 最後の点御答弁がな

かつたわけでありまが、私の構想では、あやまつて税務官吏が高ききめたような場合、もしくはあやまつて安くきめたような場合は、相当政府も責任を持つ必要があるのではないかと。ただ民間人のみが五倍、十倍という莫大な税金に対する罰金を常に負うという場合がある。納税者は嚴重にやられるが、きめる方にはさつぱり制裁を加える機関がない。税務官吏はやはり人間でありますから、間違つた点もありませんから公平に判断を下して、一面から考えますならば、納税者の異議のあつた場合には裁判所の方に参りましようが、税務官吏の方はある程度懲戒処分とか訓戒を與えるというような構想で、案を練つたらどうかと思ひます。政府はいかがお考えでありますうか。

○平田政府委員 御指摘の重大な過失があるとか、あるいは故意におもしろくない意図のもとにそういうことをやつておる場合、こういう場合におきましては、当然私は責任をとるべきものと考えてます。若干そういう例もないでございませ。ただ何しろ数多くのケースを多数受持つてやつておるもので、善意の誤謬というものがあつた程度ありますことは、どうも最近までの情勢といたしまして、いたし方ない次第でございまして、もしも過微になつております場合は、現在の加算税と反対に日歩十銭で還付金を返す際に利子をつけておりますが、そういうものをあわせ考へておられますような事情も御推察願ひまして、実際の状況と兼ね合せまして、適切な処置をするようにいたしたい。かように考へております。

○三宅(則)委員 ただいま主税局長は

大分熱心なような御答弁でありました。が、事実を考へてみますと、私の選挙区の一部分であります。愛知県に大浜税務署というのがあります。その大浜税務署に對しまして本年四月ころ還付を請求したにもかかわらず、それが三箇月、四箇月になつても返つて来ないという報告を受けた。とるときには罰金の二十銭をとつて、返すときには半分の十銭を返すがごときははなはだ民主的でない。かように思ひますが、そういう点は今度の臨時国会には間に合いませんが、通常国会で改正してもらいたい。とるときに二十銭とつたならば、返すときには二十銭返すというところが民主的じやないかと思ひますが、政府のお考えはいかがですか。

○平田政府委員 今返すときは十銭と言われましたが、單純な延納と申しますか、納税が遅れております際の加算税はやはり十銭でございます。たださうに何べんも督促いたしまして納められない場合に、滞納処分という手続に移るわけでございますが、そうなりますと、さらに一層政府に手数料をかけるということになりますので、その際は二十銭にいたしておる。返す場合におきましては前段の加算税と同額を返すということになつておるわけでございます。若千御意見があらうかと思ひますが、現在の制度はさうになつております。

○三宅(則)委員 次に物品税のことで

速記録にも載つておりますが、質問をいたしたところがよく調べてみますと、こゝで言つては言い過ぎになるかもしれませんが、それ以下で實際は納めておる。しかし税務当局といたしましてはどのくらいとり得るとお考えでありますか。本日かあるいは明日は物品税に對しまして過去取上げられましたところの実績を、御指摘くださることでございまして、これを見ればよくわかるでありましようが、大體の構想ではどのくらいおとりになつておるか承りたい。

○平田政府委員 物品税の税率は現在一割から十割までございまして。いわゆる何人が考へてもせいにく品と考えられるようなものは大体十割になつておりますが、この課税の税率が非常に高くて、なか／＼實際上十分徹底を欠いておるというようなことは、御指摘の通り確かにそういう点がございまして、今回の改正といたしましては、実は百分の百の税率は百分の七十に引下げております。それから百分の八十の税率は百分の六十に引下げております。これは一面から申しますと、こういう税率を引下げるのはおかしいじやないかという議論もあるようでございます。御指摘のような点も考へまして、極力課税の適正化をはかるために、この程度の税率が妥当じやないかという意味から、税率の引下げを提案いたしておるような次第でございます。政府といたしましては、現在のところ手不足その他もございまして、なか／＼徹底を欠いておる向きもございまして、改正後におきましてはできる限り税法通り実施されまして、まじめな業者と脱税をはかる業者とにアン・バランスがないように努力いたしたい。

かように考へております。

○三宅(則)委員 政府当局の御答弁によりますと、物品税を今回の改正によりまして下げた。この構想はまことにけつこうである。私も賛成です。たとえて申しますと食料品であるとか、あるいは身近の装具品でございまして、か、あるいは事務用品というようなものについては大分下つて来ております。こういう案についてはまことにけつこうだと思ひますが、なおい／＼の順番とか、あるいは零細企業等に対する意見があらうかと思つております。ここに私の試案であります。今回の物品税の改正によりまして、緑茶が免税になつておる。ところが同じ緑茶をひいたもの、これは碾茶という名前がついておりますが、これは引かぬ。これはちよつとおかしいのでありまして、私の構想では同じ材料でもんだ方は免税、ひいた方は課税する。これはひとつ直してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○平田政府委員 碾茶の方は国民の一般がほとんど全部消費しておる品物でございまして。物品税につきましては、国民生活に非常に関係の深い大衆品は、できるだけはずすという考へ方からいたしまして、碾茶を非課税にいたしております。その反面碾茶、紅茶の類は課税しております。ただこの税率は従来五割でありましたのを、三割に下げておるわけでありまが、まだ今の状況から申しますと、三割くらいはいいのじやなからうか。碾茶と碾茶との間における實際の消費の事情からしまして、この程度の差があつてもいたし方ないのじやないか。かような

考え方で案ができておるわけでござい
ます。

○三宅(則)委員 私は今主税局長の御
構想を承つたわけでありますが、私の
選挙区でございます愛知県のごとき
は、碾茶ばかりつくつておる。これが
静岡県の緑茶と同様に見られないとい
うことは、まことに遺憾だと思いま
す。次、次の国会にはぜひ構想を練り直
して、国民大衆の要望するところに沿
うようにしていただきたいと思いま
す。

次に一つ参考申し上げたいのであ
りますが、ここにかみそりの刃と安全
かみそりとあるのでありまして、かみ
そりの方は三〇%かかつておつて、か
みそりの刃の方は二〇%になつてお
る。こういうふうになつておるようで
ありますが、刃とかみそりとの間はど
んなふうに通うのであります。政府
はどんなふうに通つておられるのか、
伺いたい。これは一つの例であります
が、この点を詳細に調べて、実際に即
するようによつてもらいたいと思いま
すが、いかがでしょう。

○平田政府委員 かみそりの御質問で
ございまして、なか／＼むずかしい問
題だと思ひますが、ただ、今日安全か
みそりは非常に普及いたしておられ
て、大衆の必需品に大分近くなつてお
る。実は課税からはずすかいかとい
うような点を、むしろ考えるべきじや
ないかと思ひますが、従来か
ら相当の課税をいたしておられまし
一割くらいの課税はこの際としていた
し方なからう。その他のものにつきま
しても事情が許しますれば、あるいは
同様な考え方をとりましても一つの方
法かと思ひますが、実際の状況からい

たしまして、若干の差があつてもいい
のじやないか、かように考えておりま
す。今後さらに物品税を改正する際
におきましては、こういうかみそりの課
税というふうな問題は、確かに一つの
重要な改正項目ではないか。かように
考えております。

○三宅(則)委員 今の主税局長のお尋
ねであります。私も安全かみそ
りの刃とか、かみそりは毎日使うもの
であつて、ほんとうを言う、非課税に
したいという案があるのです。しかし
国家の財政上からいまして、今回
できないというのなら、来国会等に
おきまして、十分に期間を與えまし
て、研究せられたいと思ひます。とり
あえずあしたあたりまでに、ぜひ明
細なる各物品税に對する表を見せ
ていただきますと、どれをとつていい
かということがわかりますから、はな
はだ恐れ入りますが、もしわかりまし
たならば、同一部類でもその中に種類
が多々あるありますので、その種類別
に知らせていただきたい。こうするこ
とがわれ／＼がほんとうに検討するた
めの大きな資料になると思つておりま
す。どうかそういうふうな親切な態度
をもつて、議員に接せられんことを望
む次第であります。私は物品税のこと
については、後日に譲ります。

次に織物消費税であります。これ
はシャウプ勧告によりまして、来年の
一月一日からは、こういふ勧告案
であります。事実を考へてみますと、
織物の取引業者はそのために非常に迷
惑しておる。ここで申してどうかと、
思ひますが、税抜きの取引をしなければ
ならぬという段階に至つておるので
あります。たとへて申しますと、品物

は取引いたしたにかかわらず、その手
形は来年の一月以降になつて決済をす
るといふようなことを聞いておるので
あります。これが事実であるといはし
ますならば、むしろ私は一箇月間早め
て、十二月一日からこれを改正せられ
たらどうかと思ひますが、こ
ういふ構想に對しまして税収入等とも
関係あると思ひますから、どのくらい
毎月入るべきものであらうか、その点
について伺いたい。

○平田政府委員 織物消費税の問題に
つきましては、実は当初の計画ではな
るべく早目に一割にいたしまして、全
廃は来年度からというのが私どもの一
つの案であつたのでございします。臨時
国会になるべく早く一割にする案を出
して、来年度から全廃しようかといふ
のも一つの有力な案であつたのであり
ますが、今回運賃とか米価の関係と間
接税の関係を、非常に緊密に考えるこ
とに考え方が相なりしました。従つて運
賃なり米価の改訂も一月からする。そ
の半面間接税につきましても、来年度
になつてできるものも、できる限り本
年度の一月からやつておくというよう
な考え方にになりまして、提案いたしま
したように取引高税も一月から廃止す
るし、織物消費税も二段階にしませんで一
べんに一月から廃止する。物品税も来
年度から総改正をやるつもりでありま
したのを、一月から相当な改正をやる。
こういふぐあいに全体の間接税の改正
の方針が相なりましたのでむしろ一月
から全廃してしまつたらどうかといふ
ことに相なつたわけでございします。

全廃することになりまして、一月から
とを、申し上げておきたいと思ひま
す。なおこれを十二月にさかのぼつて
廃止するとなりますと、相当な収入減
になるかと思ひます。当初の考えとい
たしましては、さしたあたり一割に改正
するといふことでございしますれば、正
確な計算はあとで資料として提出して
もつけようであります。大体四億圓
前後ではなからうかといふことに考へ
ております。

○三宅(則)委員 あと五分で終ります
から、どうぞそのつもりで御答弁をお
願ひしたい。私は織物消費税を初めと
いたしまして、その他の消費税等につ
いてのかけ方のことであります。た
とえて申しますと、先ほどの話にもど
るかもしれませんが、物品税は源泉課
税といひますが、生産者価格でかける
場合と消費者価格でかける面があると
思つております。私の考えではもちろ
ん生産者の方でかけるのが一番手取り
早い、かように思ひますが、零細な企
業になりますと、物品税を納めるのを
忘れて遂に脱税になつてしまふ。これ
を監督し、また査察するにはなか／＼
困難と思ひますが、これに對して政府
の方でいたしましては源泉課税でとる
か、卸でとるか、もしくは消費者でと
るか、この問題の御構想を承りたいと
思ひます。

して来ますので、いいのではないかと
いう考え方も成り立つわけでありま
す。ただ他方納税者の実際の数あるい
は徴税の確実というふうな点から考へ
ますと、大体におきまして生産者にお
いて課税する方が、より確実である
といふのが大部分のようでございします。
もちろん中には若干生産者の方が非常
に小さい規模で生産しておられまして、
それを大きな店舗で小売されるという
場合もたまにはあるかと思ひますが、
大体におきまして、生産者の数が小売
業者の数に比べますと、相当少いのが
一般の通例のようです。従
まして最近におきましてはそういう徴
税上の見地を相当重視いたしまして、
むしろ物品税は原則として生産者に課
税するのが、実際の経緯等からい
ましていいのじやないか。現在はこの
ごとく生産者課税になつておるわけ
でございします。ただこの中にはこまか
く申すと、あるいは小売の段階で課税し
た方が、より確実な場合があるかと
思ひます。そういう点も平素から研究
いたしておられますが、まだなか／＼
利害得失がございまして、いい結論を
得ておりません。大体におきまして
は、やはり生産者において課税する方
が、より確実を期し得るのじやないか
と考へております。

○三宅(則)委員 この一つの質問で終
ります。今平田主税局長から明細なる
御答弁があつたのでありますが、私は
全体からいたしましてまだ大蔵大臣に
質問いたしたい点がありますが、きよ
うはやめたいと思ひます。ただその一
つといたしまして、かねて税法を見て
おるわけでございします。これは御
承知の通りなか／＼明細に書いてある

法かと思ひますが、実際の状況からい

たしまして、若干の差があつてもいい

は取引いたしたにかかわらず、その手

全廃することになりまして、一月から

して来ますので、いいのではないかと

のです。詳しく書いてありまして、どちらかと申しますと、詳しく過ぎるのです。頭がよ過ぎるのです。公平を期するためには最もけつこうであります。が、あまりに公平を期するに失しまして、條文が多過ぎて迷惑を感ずるといふように考へておられますが、これをもう少し来国会等におきまして簡素化して、だれでもわかるように、また了解し得るように、所得税法あるいはその他の税法を改正してもらいたいという私案がありますが、今日事務当局はこのまま押し通そうというお考えでいらつしやいますか、どうですか。その点を承つて、これからの民衆を指導し、国民の言ひ分を代表せしめるについて、ぜひとも了解し得る、納得し得る納税、こういう線に持つて行きたいと思ひますが、これに對しまする明快な御答弁を承りまして、質問を打ち切りたいと思ひます。

○平田政府委員 できる限りこの税法なり税制の簡易化と申しますか、簡易化をはかるという考へにはまつたく賛成でございます。ただ一方におきまして、やはり負担の公平という見地を常に考へて行かなければならない。税法をあまりに簡単にしまして不公平にいたして行きますと、つい運用で適当にやるといふことにならざるを得ぬ場合が出て来るのであります。しかしそういうことはもちろんシャープ勧告でも指摘しておりますように最大の欠陥でありまして、実は今後の方向としては簡易化をはかりたいのですが、ますます複雑にならざるを得ぬのじやないか。そうなりまして、法律等もなるべく詳細に規定しておきまして、法律は見れば、よく勉強してさえもらえれば

わかる。そうしてその法律通り税金は納税者に納めてもらひし、税務署も法律に照して事実を調べさえすれば、びたつと結論が出て来る。そういう方向に持つて行きますのが、むしろ今後のあり方ではないか、かように考へております。所得税法等につきましては、実は今度はむしろ今までと比べては、相当むずかしい規定が比つて参るわけでございます。なか／＼一部の規定につきましては、おそらく専門家でないとわからないような規定が入つて来るかと思ひます。ただ一般の普通の納税者に關係のある事項につきましては、なるべく簡易化をはかりまして、たとえば申告書の様式等も極力簡便化をはかりたい。それと同時に税につきましてはあくまでも公平化をはかりまして、いやしくも税法にあてはめて納税してもらふ場合におきましては、行き過ぎがあるとか、どうもむりだとかいふことがなくて、合理的に説明のできるような税法にいたしまして、税法通り税金を納めてもらう。こういう方向に將來としては行くべきものではないかと考へておることをつけ加えておきます。ただ簡易化を極力はかる必要があるという御趣旨はまつたく同感でございますが、結果におきましては、そういうこともあわせて考へていただきますことを、お願いしておきたいと思ひます。

○三宅則委員 もう一言だけお伺いします。ただいまの主税局長の非常に熱心な態度を見まして、納税者が予定申告とか更正決定、それに対する異議申請もしくは確定申告、こういう書類を書きますについて非常に混同しておられますから、この書き方はよく普及されまして、安心してだれでも納められ

るように簡素化することが一大急務であると同時に、今度シャープ勧告によりまして、たとえて申しますと所得の五五％以上はとらないということになります。ならば、これは安心して物品税はもちろんなめましますし、また所得税も完全に納税し得ると思ひます。この際われ／＼が政府と協力いたしまして、この簡素化とともに納税の徹底を期しまして、われ／＼が安心して業界に専ら、日本再建に努力することができまうようにいたしたいと思ひます。どうかそのつもりで政府もかかつていただきたいことを要望いたしまして打ち切ります。

○前尾委員長代理 ちよつとお諮りいたします。ただいま観光事業振興方策樹立特別委員会におきまして立案いたしております国際観光ホテル整備法につきましては、本委員会の所管事項にも關係があると思はれますので、観光事業特別委員会に連合審査会の申入れをいたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○前尾委員長代理 御異議はないようでありますからさう決定いたします。なお連合審査会開会の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○前尾委員長代理 それでは質疑を続けます。

○川島委員 二、三質問を申し上げたい前に政務次官にお伺いしたいのです。きのう大蔵大臣が来られて、重要な所得税法の改正案について提案の説明があつたのです。しかも本日からその審議に入るといふきわめて重要なと

きに、大蔵大臣がこの席に見えておらない。まことに無責任なことではないかと思ひますが、どういふ事情で大蔵大臣がこの席に見えないか。今後この大蔵委員会で重要な議案を審議するにあつて、大蔵大臣が必ず出席するという約束ができるかどうか。それをまずお伺いしてから質問に入りたいと思ひます。

○水田政府委員 大蔵大臣は本日十時から参議院の本会議に出ておられまして、また病氣であつたために参議院にはまだ一度も出ておりませんでしたために、質問に對する答弁が全部留保になつておること、それから今日は特別に財政演説に對する質問がありますので、その方に出席することになつていまして、時間が重なることになりました。出て来れないという事情になつております。また同じ時間に予算委員会が始まつておりまして、ここでも大臣に對する各党の質問があつて、大臣が出るまでは質問ができないというやうな事情で、今まで延びて今始まつたというやうな事情で、できるだけ重要法案が出てる際でありますから、どの委員会にも一応大臣に出席してもらふ、こういう方針で今後はなるだけ大臣に出てもらうつもりでおりますが、時間が重なつて委員会が一度に四つも五つも開かれておるといふ状態で、やぐくりのつかぬ場合には、この点ひとつ御了承願ひたいと存じます。

○川島委員 その事柄について、これは委員長にお尋ねをしたい。予算と税法の改正案がほとんど並行的に出ておる。予算委員会がきのうから開始されておる。予算委員会は今日の午後か明日に本格的な審議に入るのはないか。そうするとその方面にも大蔵大臣に出るといふ要求も出るであらうし、またそれらと並行して審議する所得税その他の重要な法案についても、大蔵大臣に對する質疑が各党各派から相当あると私は思つております。そういう事情の中に立つて委員長は、大蔵大臣にこの大蔵委員会に出席を要求して、必ず大蔵大臣に對する質疑ができるやうな調節ができる見込みがあるか、どういふ考へ方で今後の委員会を運営して行くかといふことについて、所見を承つておきたいと思ひます。

○前尾委員長代理 できるだけ出てもらひまして、そのかわりよほどとりまゝとめて要領よく質問していただくということなら、十分できると思ひます。

○川島委員 委員長は簡単に考へておるやうであります。重ねて僕は次官にお尋ねしたい。それはこの重要な問題に對して與党と委員長との間で、ことに野党側の質問その他につきまして、時間がなからと称してある程度の制約をして来ようとしてゐる。しかもこういう問題について、この際重要な責任のある大蔵大臣が本委員会に出ることが少い。こういうことになれば勢いこの法律の審議が延びるということは、当然予想されることだと思ひます。そういう事実に對して一体政務次官はどのように考へられるか。もし大蔵大臣の出席が不足であるといふことによつて審議が延びるやうなことがあれば、それはあげて政府の責任であると思ひます。そういう見通しについて非常に重要な法案であるだけに、私は強くそういうことを考へてこの法案の審議を進めたいと思ひますが、その点政務次官は

どのように考えておられますか。

○水田政府委員 その点ごもつともでありますが、なるだけ大臣が出て責任をもつて答弁ができれば、時間の調節をしたいと考えておりましたが、先ほど予算総会で御相談しましたが、場合によっては予算総会のごときは夜やつてもええないか。そうすればみづちり審議ができませんので、ああいふ予算総会のごときより大蔵大臣だけでなく、各大臣にみな出てもらわないと支障のあるような委員会は、時間をずらせてやつた方がよくはないかというような相談を現在持ちかけておりますが、そういうふうになるだけ関係大臣が出席できるように、時間のくあいをうまく調節してやつて行きたいと考えております。

○前尾委員長代理 こちらもできるだけ時間を調節して、予算委員会の方と打合せまして、まあ支障のないようにやりますから、どうぞ御了承願いたいと思います。

○川島委員 それでは質問に入ります。まずこれは政務次官にお伺いしたいのでありますが、今度の所得税法の臨時特例等に関する法律案を出して来た根本的な考え方を承りたい。いずれ大蔵大臣がこの席に見えまして、ききに、もう一度質問を申し上げたいと思いますが、一応次官にもお伺いしておきたい。この臨時特例はもつぱら給與所得に対する税及び税率、それから取引高税ということが中心になつてゐる。今の国民経済の実況から見れば、もちろん勤労大衆の税負担が物価、生計費の増大からいつて、きわめて圧迫を感じているということとはとより言うまでもない。あわせて今日の

国民経済の実況から見れば、零細な耕作農民及び中小企業以下のこれらの業者の受ける税の負担がきわめて過当である。その事柄が今日の国民経済の大きな焦点的な問題になつておるといふ現実を眼前に見ながら、單に給與所得税すなわち源泉徴収についての、シヤウブ勧告の原則を尊重してここに急遽提案された。しかも給與所得者同様の困難な窮乏的な生活に追い込まれつつある中小企業、あるいは零細な農民各位に對するところの基本的な問題をこころに出しておられない。そういう事柄は一体どういう考え方であつたかということ、まず前提にお伺いしておきたい。

○水田政府委員 事業所得につきましては申告が来年度の六月からになりますので、この来年度の改正で行えば、ちょうど一月から三月までに行き勤勞所得の源泉課税の方だけやつて行けば、一応両方の均衡がとれる。こういうことが勤勞所得の源泉の方だけを、今度の改正案で取り上げたというわけでありませう。

○川島委員 そこにわれ／＼の考え方と少々違ふところがあるのです。今申しましたように源泉徴収を受ける給與所得者の生活を中心とした税の過当なる負担、これはもう差迫つた重要な問題であることは言うまでもない。しかし繰返して言いますが、中小企業者ことに零細な農民たちは今仮更正などを受けて、しかも昨年の少くとも二倍、多くは三倍にも達しようとする更正決定通知を今受けて、中小企業界及び農村方面に深刻なる脅威を與えているという事実、こういう事柄から申しまして、なるほど給與所得者へののみ

火急の問題であるからこの法案を出したと言われますが、それと同様な意味において、中小企業あるいは農民に對する減税政策も、同様に火急に必要なる事柄であるとは私は確信してゐる。こゝで給與所得の源泉徴収に對してだけ調整すれば、来年度の中小企業あるいは農民の税に均衡がとれるという考え方はどうしても了解ができない。しかも御承知でありましようが、全国至るところ例外なしに昨年度の二倍ないし三倍——裏長屋のあめ菓子をつつている者すら二倍、三倍の仮更正決定通知を受けておる。そして今や税務署の玄関には早朝から長蛇の列をつくつて、税務署との折衝にあがいておる。こういう現実が全国の都市の税務署に例外なく行われておる。そういう窮迫した現実、しかもその仮更正決定が妥當公正ならばいざしらず、きわめてわれわれの見聞するところによれば一方的で、天くだり的で、非常に過當なところの仮更正通知を出しておるといふ事実がおびただしいのであります。そういうことをほうつておいて、給與所得だけを軽減すればよいのだという税制政策の根本的な考え方というものは、私は必ずしも納得ができない。今の次官の答弁だけでは了解がつかないのであります。そこでさらに伺いたいのであります。

○川島委員 次官は今来たるべき税制全面的改正の際に、天下に公表した民自党独自の所得税改正法案中、基礎控除のごときは天下に公表した通り二万七千円の方に努力しておる。しかもその二万七千円が今の言葉の端々を想像すると、実現可能であるかのように理解されたのですが、その見通しと確信があるのですか、ないのですか。それ

なおさらに扶養家族の控除額についても、シヤウブ勧告の一万二千元そのままであります。民自党がこれ以上の控除額を設定したということは、私が言うまでもない事柄であります。こういう違ひができたことに対して、一体次官はこれがはたして妥當なものであると考えておるか。そして民自党がさきに天下に公表された基礎控除二万七千円が、妥當でなかつたと考えられて来たのか。それをお伺いしたい。

○水田政府委員 お尋ねの基礎控除の二万七千円、少くともそのくらいの基礎控除はするのが妥當であるという意見が同じで、極力これを実現しようというところで現在骨折つておるところでございまして、来年度の税制改革については、ぜひそれを実現したいと目下努力中ではあります。本年の臨時的な措置におきましては、今御審議を願つております予算の全体に縛られまして、一応減税財源というものが限定されておりますので、その範囲内において臨時の措置をとる。こういう必要からさしあたりシヤウブ勧告案の線に沿つた改正案を出しておる。こういうことで、将来さきに私たちが発表いたしました案の通り、実現したいと努力しておる次第であります。

○川島委員 次官は今来たるべき税制全面的改正の際に、天下に公表した民自党独自の所得税改正法案中、基礎控除のごときは天下に公表した通り二万七千円の方に努力しておる。しかもその二万七千円が今の言葉の端々を想像すると、実現可能であるかのように理解されたのですが、その見通しと確信があるのですか、ないのですか。それ

れもひとつあわせてお伺いしておきたい。

○水田政府委員 御答弁する前にちよつとおことわりしておきますが、公表公表と言われましたけれども、まだ税制について民自党も政府も一べんも公表した事実はございせん。いろ／＼漏れておるところを御承知になつての御質問と思いますが、公表はしてございせん。その点御承知願います。今話しましたように基礎控除の二万七千円程度は、どうしても実現したいという考えで努力はしておりますが、これについては必ずこれを實現するといふ、はつきりした言葉を申し上げることができない段階にあることを御承知願います。

○川島委員 今次官は公表したのではないと言われますが、あなたの党の政務調査会佐藤君の起案したものか何か知りませんが、先々月の終りにころに全国の新聞に報道されておるので、私は公表されたものと理解しておるのですが、それはそれでよろしい。

次にこれは主税局長にお伺いしたいのですが、所得税の基礎控除といふのは一体どういふ根拠で設けることが妥當であると考えられるか。まず基礎控除といふものの根本的意義を専門家である局長からお尋ねしておきたい。

○平田政府委員 所得税の基礎控除をいかにするかという問題については、いろ／＼の見地から検討を要する問題であらうと考えておりましたが、学説もいろ／＼あるようでございますが、大體私ども多年の経験によりまして判断しておるところによりますと、やはり国民生活費の状況がどういふふうになつておるかということが、一つの理由

じやなからうかと思ひます。それとも一つは財政の需要いかんということがこれまた他の大きなあれでございまして、さような点から考えまして結局総体として所得税の収入が、どの程度の補填をするかといったようなことか、いらしたとしても、基礎控除をどの辺にするか、できるかというところがきまるわけでございまして、一概に一定の方式によりまして基礎控除が理論的に出て来るという性質のものではなからうかと考えております。できる限り所得税におきまして、下層の所得者の課税は免除しあるいは軽減するといふことが正しい考え方の方でござい

ついで先だつて、そういう一つの考え方を記者団に発表して来た。そういう考え方を持っている大蔵大臣のもとにおける主税局長であるあなたは、この特例によりますれば、基礎控除が年額一人二万四千円、現行法から見れば若干の軽減にはなるのであります。この程度では一般のことに大衆の最低生活というものは保障されるどころか、かえつてその勤労所得の中に、言いかえれば生計費の中にお依然として税が食い込んで来ると私は考えるのであります。主税局長はその關係をどのように考えられておりますか。それをお伺いしておきたい。

○川島委員 私どもが考えております基礎控除というものは、少くとも最低の生計費、その生計費には税を食ひ込ましてはならない。なるほど国家財政の需要といふことも、もちろんきわめて重要であることは理解しておるものでありますけれども、少くとも基礎控除といふものは、最低生活を保障するといふ観点に立つて行くことがきわめて妥當であり、それが必要であると私どもは考えておる。そこで先般の国会の終了直後でしたか、池田大蔵大臣は旅行中の車中談で、基礎控除は少くとも現在の国民生活の実態から行けば、年額一人当り十二万円を妥當とする、新聞記者団に発表しておる。私どもの計算から行けば十二万円の年額の基礎控除ですらも、大衆の最低生活は今日の物価事情、今日の生計実態に即しては不足であります。しかし大蔵大臣は

○平田政府委員 基礎控除は二万四千円ということになつておりますが、家族がおりますと、家族に対してそれ〴〵二万二千円ずつの控除をなすわけでございまして。おそろしく御引用になりました大臣の車中談は、たとえれば四、五人の世帯の場合を言つておられたのじやないかと思ひます。一人十万円という数字は、いかなる点から行きましても見當がつかないのでござい

それから基礎控除の問題につきまして、考えなければならぬ問題といつたしましてはよろしくございするが、一つは間接税がいかに、所得税がいかにという問題にも関連して来ると思ひます。間接税であります、たとえば綿織物にもかけるという現在の状況であります。どうしてもやはり織物であればいかなる人の生活費にもかつて来る。取引高税も主食ははずしておりまして、これはやはり織物ほどではないとシヤウ博士は言つておられますが、しかし相當な大衆課税で、結局間接に生活費に食い込んで来るということに相なつておりました。そういう種類のものは物品税といへども、できる限り今回の改正案でははずす。これは非常に税制の理想を感づいたものでございまして、まさに御意見のような点を相当考えた改正案だと考えております。單にとりやすいという税法であります。場合によりまして、あるいは間接税を相当重視して行くという考え方も成り立つのでございしますが、今度のシヤウ博士の勧告案は相當理想主義を盛つておりました。やはりそういう課税は極力少くして行く。むしろ所得税をできるだけ合理化して、それでまかなうという方針のようでございます。その所得税におきまして、御指摘の通りできる限り基礎控除なり免税点も妥當な、できる限り低額所得者は除外する方がよいといふことは、何人といへども認めるところであらうと思ひますが、しかしそれは單にそういう見地からだけではなくして、やはり一方におきましては、財政上の需要といふこともあわせ考えまして、その

きとして許す限りの妥當な基礎控除なり、免税点を設けるといふ方向へ行きます。その一番いい解決策じやなからうかと私どもも考えております。今度の改正案によりますと、扶養親族が四人でございまして、勤労所得の場合は八万円ばかり免税になります。なおこれをもう少し上げた方がよいのじやないかという御意見は、まことにごもつともなところもあると思ひますが、その辺は現在との開き並びに今後の財政の需要とにらみ合せて、私どももいたしましてでもできる限り正しい所得税の成果をあげますように努めてみたい、かように考えております。

○川島委員 この点非常に重要なことと思ふので、もう一ぺんお尋ねしておきたいのですが、たとえば局長も御存じの通り昭和十五年でしたか、十五年までは月収百円、年千二百円、これを最低生活としてその当時の物価事情からにらみ合せて一種の免税点にしておつた。その後インフレーションまた戦後における混乱した経済事情、さらに最近におけるやや安定の兆を見せるおるかのごとき印象があります。今日におきまして、昭和十五年の年額千二百円という免税点と、今日の物価事情とを比較いたしましたら、ことに先般定められました三百六十円の為替レート、これを基準として計算をいたしてみますと、当時の百円、一千二百円は二十一万六千円、こういうことになるように私は計算してみたのであります。二十一万六千円と昭和十五年当時の免税点である千二百円と同一の形になつてゐる。こういうことを勘案して見ますと、この二万四千円の基礎控除が今局長の説明によれば、扶養

家族五人おれば大体七、八万円の者は所得税から除かれることになるから、よろしいじやないかという説明であります。が、この基礎控除の二万四千円は、はたしてわれわれの言う大衆の生活というものが保障されて行くかどうか。一面には昨日水谷氏からも演説がありまして、ことに昨年の公定物価の改訂、その後におけるマル公の上昇、さらにまた米価の改訂、運賃の引上げ、ことに最近における独占企業に属する重要物資の上昇、こういうことを考えて見ますと、一方における所得階級の賃金というものは、おおむねぐづづの状態になつてゐる。そういう事柄をにらみ合せて考えて見ますと、この基礎控除の二万四千円というものが、はたして大衆の生活を確保せしめるゆえんのものであるかどうかといふことは、きわめて私は疑問に考へられるのであります。そこでこれはとりあえず暫定の措置だといふ法律であります。が、そこで伺ひたいのであります。が、とりあえず暫定の措置であるとして、次の税制の全面的改正を行ふ場合には、この基礎控除、扶養家族の控除額、こゝにいつた問題につきましても、この原案は大いに變更するといふ方針であるのかどうか、あるいはまたこのままでも、所得税法の改正につきましても、所得税法の改正の重要なポイントである基礎控除額、扶養家族の控除額がこのままで進んでしまふのであるかどうか。それをひとつお聞かせ願ひたいと思ふ。

○平田政府委員 先ほども申し上げました基礎控除の關係、免税点との關係でございまして、詳しく数字を申し上げますと、勤労所得の場合は扶養親族

が四人でございますと、現在は六万三千七百三十四円まではかかつておりません。それが今度の改正によりまして八万円まで非課税であるということに相なります。それから農家の場合等の事業所得につきまして、今回提案しております同じようなことを来年度やるといふふうに仮定して計算いたしてみますと、現在は四万七千八百円まで非課税です。それが改正によりまして七万二千円まで非課税になるわけでございます。勤労所得の方は御承知の通り今までの二割五分の控除を一応一割にいたしておりますので、比較的に上り方が少い。これに反しまして事業所得の方はそういう計算上の圧縮がございせんので、勤労家族控除は基礎控除の引上げによりまして、今申し上げましたように相当の大幅の増加になりました。従いましてこの案を来年度実施するといはしますれば、たとえは少額所得者の多い農業所得には相当の減税になります。大体農業所得は十万円以下と見ておりますが、十万円の場合で所得税を計算してみますと、大体三分の一ぐらいの負担になる計算となるようでございます。そういう点を御参考までに申し上げておくのでございます。今後来年度の本式の改正案についてどうするかということとは、先ほど政務次官もお話になりましたように、目下各般の見地から検討中でございます。また私どももいたしましては、確たることを申し上げる段階に参つておりませんことを、申し上げておきたいと思ひます。

○川島委員 そうするとこの暫定措置と基礎控除の二万四千円、扶養控除の一萬二千円、勤労控除が百分の二十五

であつたものが百分の十というように引下げられた。なお税率は五万円以下は百分の二十、それから三十万円は百分の二十五と定めるところが、基本的な暫定の措置であるが、この基本的な措置といふもので、来るべき税制の全面的な改正の場合にも貫くであろうといふふうに、われ／＼は了解して行つてよろしいかどうか。それをひとついふようですが、もう一ぺん聞かせていただきたい。

○平田政府委員 目下検討中でございます。さうに申し上げることもむづかしいかと思ひます。反対に必ず修正できるということを申し上げることも、むづかしいかと考えております。

○川島委員 そうすると事務局としては、この今の暫定措置が必ずしも妥当でないという考え方のもとに立つておられるかどうか。これをひとつ伺ひたい。

○平田政府委員 現在の税法に比べますと、よほどの改善じやないかと思ひます。

○川島委員 今のお話では、来るべき税制の全面的な改正の場合に、このままで進むのかあるいは改善になるかもしれぬという口吻もある。そうすると改善といふことは、この暫定の措置よりも少くならないことを前提としての話だと私は思ふ。従つて来るべき全面的な改正のときには、これを直そうと考へてゐる方向であるように私どもは伺つておるのでありますから、そのときはそういうことにしたいという考へであるといふことは、今では暫定措置であるが、この暫定措置は必ずしも国民経済の実態に即した妥當なものではないという考へがあればこそ、来るべき全面的な改正のときに、何らか考慮したいという意味を盛られておると思ふので、それで私はその事柄をくどいようでありまして、お伺ひしておるわけでありまして。

○平田政府委員 少しきゆうくつに考へておられるようでありますが、私どもはさしあたり現行税法につきましても、暫定的にもある程度の改正をいたすことは、これは相当の改善じやないかと思ひます。ことに一方におきまして、織物消費税の廃止、取引高税の廃止、こういう従来から相当歳入の必要上とつております税金を廃止し得るということになりましたことは、よほどの改善じやないかと私も考へております。また所得税につきましても、基礎控除、家族控除の税率につきましても、とにかくこの段階までの実行を具體的にできるということに相なりましたことは、従来に比較しますとよほど事情が改善されて来たとおる。かように考へております。いろ／＼考へますと、いろいろまた問題はあつたわけでございます。さういふ点につきましても、さらに一段と検討を遂げる必要は、われ／＼は認めておることを言つておきます。

○川島委員 どうも話が横道に逃げていふやうな気がしまして——ここに検討しようといふことは、この基本的な暫定措置については満足でないからこゝを検討しようといふのでしよう。その前提に立てば来るべき全面的な改正をする場合、これが変更の方向の努力しているのか。この基本的な暫定措置では満足されて動かしがたいものになつておるのか。その点をさつぱら

んにお伺ひしたい。
あわせてお伺ひしますが、なるほど現行税制よりは税の表面的な法律の形においては、大衆の負担の軽減にはなおりますけれども、来るべき全面的な改正が出て来なければわかりませんが、少くともシャウブ勧告を中心にして税の改正が行われるとすれば、地方税等の関係あるいは物価等の関係等を考慮すると、必ずしも税法から見ただけの勤労者にとつての大減税というわけにはなりかねる面が多々あるものであります。しかしその全面的な改正が出ておらぬから、それには触れておらぬのであります。ところが、どうも今の局長の言葉ですと、これだけで行くのか、これが変更されるのか、さつぱり見當のつかない答弁である。もう少し率直にこのままで貫いて行きそうだと、あるいはまた多少でもこれ以上に改正される余地もあるとか、何か具體的に説明があつてほしいと私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○平田政府委員 来年度の本格改正につきましては、まだはつきりきまつていないわけでございますから、余地がないわけじやありません。これは余地があると思ひますが、具體的にどういふことになるかといふことになりまして、私まだ今日の段階では申し上げかねるといふことを申し上げておるわけでありまして。すでにこれで来年度にやるといふことに方針が決定しておりますけれども、もう何ら申し上げる余地はないわけでありまして、そういう意味でないという意味におきまして、大いに私どもも考える余地があるといふことを申し上げておきます。

○川島委員 そうすると、この暫定措

置の以下になるような心配は今のところない。但しこれより以上に改正されることは、きわめて困難だといふふうに理解してよろしいですか。
○平田政府委員 これよりも以下になることはなからうといふことはそれではないと思ひますが、以上になることは困難だと断定されるのはまだ早い。検討しておりますといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○川島委員 うなぎ問答ですからやめておきましょう。そこで第二にお伺ひしたいのですが、勤労控除は現行法によれば百分の二十五、ところが百分の十といふ大きな引下げを食つたことになる。この点はきわめて重要な事柄だと思ふ。なるほどシャウブ勧告では勤労控除は百分の二十五を十として、その差引の五百分分は他の勤労者の税の負担の軽減に充てるように吸収させたらよろしい、こういうふうに言われておつたと記憶しておるのであります。が、この勤労者の生活の実態から見ると、なるほど基礎控除一万五千円から二万四千円という、差引九千円だけ免税される形になる。しかし一方において勤労控除は百分の二十五から十に引落されたといふことは、少くとも私は合理的なことではない。ことに勤労者の生活の実態から見ても妥當でない。こゝ私どもは見ているのであります。局長はこの点について相当な折衝をされたと思ひますが、勤労控除を百分の十とされたことについては決して局長は満足を感じてゐるか。満足を感じていないとすれば、これは現行通りにすえ置く方が最も好ましいものであると私どもは思ひますが、その点について局長の所見だけを伺つておき

たいと思ひます。

たいと思う。

○平田政府委員、勤労控除が一〇%になりまし理由は、実は少額事業所得と勤労所得との負担の権衡論から来ているのでございす。農民なりあるいは中小の商工業者の立場から考えますと、零細な事業者であるという意味におきましては、その所得は相当勤労的分子が多いということは、本委員会におきましてたび／＼議論になりました通りでありまして、シャウ博士はそういう点をまじめに取入れられまして、ほんとうにバランスのとれた税制ということを考えますならば、やはり勤労所得にもしも二割五分の控除を認めるならば、少額事業所得につきまして一割五分ぐらいの控除を認めた方がいいのではなからうか、こういう考え方のようにあります。但しそういう考えまして、ほとんど少額所得者につきまして大部分の人について二割五分、一割五分の控除を認めるのであるから、それは手数の簡素化その他の見地からやめることにいたしました、その差だけの一割を勤労所得に残しまして、あとは税率とかあるいは基礎控除、家族控除だけで全体の負担の適正をはかりたい、こういう考え方のようにあります。その点から行きますと、これは確かに一つの有力な考え方でありまして、ことに一方におきましては事業所得の捕捉と申しますか調査と申しますか、それがなか／＼不完備な点が多いのでございす。こういう面につきましては今回の税制の合理化と合せまして、必ず今後は税法通り納税ができるようにしようという考え方に立つておりますので、そういう点をあわせ考えまして、理論的には一〇%控除

ということは一つの有力な見方ではなからうかと考えております。ただ経過的に考えますと、とにかく現在二割五分の控除を見たわけでありまして、この際一挙に全部理論通りにして、一割にしようかどうかというところにつきましては、若干異見がありますこと、私どもよく承知しておるところでございまして、その辺の問題は来年度の本格改正の際の問題といたしまして、さらによく研究してみたいと考えております。

○川島委員、私は大蔵大臣の出席を求めて、いろいろ重要なことについて意見もあり、ただしたいことがあるのであります。ところが二、三日前に私が要求いたしました資料がまだできておりません。従つて数字的に根拠のある資料が私の手元にありますので、その資料の提出を待つて、さらに大蔵大臣その他関係の方に、とくと御質問を申し上げたいと思ひますので、一応私の質問はこれで打切つて、後にあらためて伺ひすることにいたしますから、委員長はそのようにおとりはからいをお願いします。

○前尾委員長代理、それではここで休憩いたしましたして、午後一時半より再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時開議

○前尾委員長代理、それでは午前中に引き続きまして質疑を続行いたします。

○内藤友委員、政府委員の方に、二お尋ねしたいと思ひます。いづれい／＼こまかいことはお尋ねする時間を残しておきまして、また聞き

たいのでありますが、さしあたり研究を要することを一、二お尋ねしたいのであります。

その一つは所得税の問題であります。これは私はおとどしから大蔵省の皆さんにお願いしておるのであります。農家の所得計算の場合におきまして、自家消費の農産物の価格の計算方法であります。これは私どもは消費時の価格、販売時の価格を採用していただきたいということをおとどしから申し上げておるのであります。しかしいまなお大蔵省では收穫時の生産者価格をもつて、これを計算されておられるのであります。昨年は米の価格は三等の裸にいたしまして三千六百四十六円、ことしは四千二百五十円となりまして、その差が六百四十四円となるのであります。従ひましてことしの所得計算をいたしますときに、農家の消費いたします一月から十一月までの米の値段の計算というものは、六百四十四円、所得にあらざる計算上の所得としていたされることになるのであります。これが農家といたしまして耐えられないことであるのであります。こういうことはこの税制改正に関する法律案要綱の第二に帳簿の整備というのがあります。農家に簿記をこれから奨励なさる御方針を立てておられるのであります。が、農家の簿記の原則にも、こういうやり方は反しておると私は思うのであります。簿記を非常に重要視して、これが農家の所得の計算の基礎に考えておられる大蔵省が、ことしの所得計算におきまして、従前のような方針をなおかつとられるのであるか。これをま

ずお尋ねしたいと思ひます。

○原説明員、農業所得を收穫時の所得とするか、あるいは自家消費のものについては消費時の生産者価格をもつて、所得を算定するかという点でございす。内藤委員の言われました消費時の時価をもつて所得を算定するといふ説も、有力な一つの説であると思ひます。しかしながらわれ／＼といったしましては、ただいまの所得税法の趣旨等から考えまして、これは收穫時の生産者価格をもつて計算する方が、妥当であるという考えで参つております。これは本年の農業所得を計算いたす場合にも、そのやり方で参りたいといふふうに思つております。なお実際問題といたしましては、御存じのインフレーションの昂進がゆるやかになるというときにおきましては、本問題は可なり重要性を減ずるのではないかといいことも、あわせて考えていただきたいと思ひます。

○内藤友委員、私はインフレーションとか、デフレーションとかいうことを言うのではありませんので、農家を経営を基礎づけておるその簿記觀念が正しい、正しくないといふことから申し上げておるのであります。私は負けてくれといふふうなことから言つておるのではないのであります。こういうりくつに合はぬことをなさつておることがいかぬのじやないか。そういうことは法律上早くやめられるべきではないか。ことに今度は勤労所得者の税金を負けられるといふことがあるのであります。私どもは負けられてくれといふのではないのであります。ただこういう原理原則に反しておるようなことを、あえてやられるところがあるように思ひます。私どもは、こゝろがどうもふに落ちぬ、こゝろ申すのであります。私どもの気持をよくひとつ御理解いた

だきたいと思ひます。これはいづれ所得全般につきましても、法律の改正があると思ひますから、そのときには、インフレーションのときにおいてどう、デフレーションのときにおいてどう、ということに、ほんとうに筋の通つたようにしていただきたいといふことを、重ねてお願い申し上げます。

第二にはこの税制改正に関する法律案要綱の第二に、帳簿の整備というのがあります。来々一月三十一日まで帳簿を備えつづけるものは、政府に届出しなければならぬといふことなのであります。これは農業所得税の源泉徴収といふ問題と非常にからんでおりますので、いづれこれはこれに関する法律案が出て参ると思ひます。が、しかし今は時期として準備しなければならぬのであります。源泉徴収につきましては一部には農村としましては賛成者もあり、反対者もあります。しかしこれはこれから啓蒙運動をやつて、ほんとうに農家に正しい觀念を植えつけさせなければならぬと思ひます。ことに私どもは青色申告農家は天くんだり更正決定を行わないといふようなことから、これが非常にいい案だと思つておるのであります。そこで地方の農業協同組合ではその地の国税庁あたりと連絡をとりまして、積極的に実施指導をいたしております。ことに北陸三県の農業指導協同組合連合会あたりで、農家の簿記をつくりまして、大量の部数を用意いたしまして、農家にこの年暮れまでに配付しようといはしておるのであります。が、そこでそういうような今やつております仕事を大蔵省が——これは非

常に急なことでありますが、それはわれわれの方の規格に合つておらない、だからそういうものはだめだ、こうおつしやると、協力いたしております指導連あたりが非常に失望するのみならず、何十万と印刷しましたものがだめになるわけでありまして。そういうことにつきましては大蔵省はどういうお考えをお持ちなのでありますでしょうか。こういうことはなるべく早目に積極的、大体の方針がきまると同時に御指導なさることが必要なのであります。そういうことに非常に事が欠けておるような気がしてならぬのであります。これは一月三十一日までに出なければならぬのでありますが、もしこの際それが遅れますと、一年間遅れるということになるのであります。せつかくシャープ勧告によりまして農家の記帳を奨励なさつてもできないことになるのであります。しかも指導連あたりでやつておりますという帳簿のことについては、どういうお考えをお持ちになつておるのでありますか。それを伺ひたいのであります。

○原説明員 早くどういふ帳簿をつけるかというのを国民に知らして、そういう方向に持つて参るようによいお話で、ただいまお書き立てがございました。われ／＼の仕事がいろいろと量が多いために、そういう点が進んでおりませんことをおわび申し上げます。鋭意研究いたしております。もう大体案もまとまりかかつておるところであります。来年の一月から始まります新しい帳簿制度というものの間に合いますように、これを早く世間に御承知いたして、やつていただくようなことになつて参りたいと思つております。

ります。その場合にお話のありました農業団体、あるいはその他の団体で、いろいろ従来もこういう帳簿をつくつたらどうかというように、指導しておる向きもあります。こういう帳簿を使つて参るといふ着意、これにつきましては十分その着意をもつてやつて参りたいというふうな考へております。大体において帳簿というものは正確につけるということが大事であつて、各種のそういう団体で御指導になつております帳簿の形式というふうなものは、税の上で非常に困るというふうな点は、少からうと考へております。大体そういう帳簿をお使い願つておつて、あるいは場合によつてはこういう欄を一つ加えてくださいというふうなことを、お願いすることがあるかもしれません。そういう既存の帳簿、特に最近帳簿を奨励されるという向きが多うございまして、そういうものには乗つてやつて参りたいという着意をもつて仕事を進めております。

○内藤(友)委員 これは具体的な問題であります。北陸三県の指導連が寄つて、金沢の国税局と打合せまして、国税局認定の帳簿をそれ／＼の県の指導連が発行しておりますが、これはおそろく三十四、五万ほど刷つて、富山、石川、福井の各農家に配布してあると思うのでございますが、これはお認めいただけますか。これはだめになるといふへんなことなのであります。金沢とよく連絡をとりまして、その方面の關係の者が集まつてつくつたのであります。それをひとつ伺つておきたい。

○原説明員 拜見いたしませんと必ず認めるというところまでここで申し上げかねますけれども、まず国税局が見ておられますれば、われ／＼の希望にはおそろく合うのではなからうかというふうな思ひます。

○内藤(友)委員 それからもう一つ源泉徴収関係は、農業協同組合になさるのであります。

○原説明員 大体農業協同組合でやつて参りたいというふうな思つております。ただ御存じのタバコとの關係は従来別な系統でやつております。これもおそろく切りかえが可能であらうというふうな考へておりますが、まだ確定はいたしてありません。

○内藤(友)委員 その源泉徴収関係でありますものに對しまして、源泉徴収税並びに納税件数などを勘案いたしました手数料と申しますか、人件費、事務費、そういうものはお出しなさるのでありますか。それをひとつ伺ひたい。

○原説明員 ただいまのところそれはまだ予算にも要求してありませんし、具体的にそこまで考へておりません。が、いろいろ農業關係の協同組合等で御希望がおりますことは存じております。

○内藤(友)委員 それはそれだけにいたしておきまして、もう一つお尋ねしたいのは取引高税の問題であります。これは来年の一月一日からなくなつて、まことにけつこうなことになるのであります。これにつきましても今までの分についてはやり支拂わなければならぬのであります。この前にこの法律が出ましたときには私は御質問申し上げて、その返事は平田さんの方からいたしたか、非公式にいろいろ御相談したつたのでございすけれども、農

業協同組合におきましてその販売、あつせん事業というものをやつております。これは農家が買いますものをまとめてせわをするという意味の仕事をしております。従つてそのせわ料という手数料を、販売あつせん規則によりましてとつておるのであります。ところがその販売あつせんなるものが、ある税務署によりましてはそれは取引だと見るところもあり、これは具体的な実例を申し上げていいのであります。が、私の富山県におきましては、ある税務署はその手数料が取引高税の対象になり、手数料について百分の一を納めろと言つております。その隣の税務署におきましては、いやそうじやない。それは牛なら牛五十頭買つて来たものの全部が取引だから、それに対して取引高税を納めろ、こういうことで問題が今なお解決いたしておらぬのであります。これは来年の一月一日以後は問題がございせんけれども、今までの分についてはあるのであります。こういうふうな紙一重の解釈でどうにもなるというのは、まことに困るのであります。村の協同組合が「家の光」という雑誌をせわして、農家に読ましておるのではありませんが、これはまったく「家の光」を発行しておるところから取次をいたしておるのであります。何も農業協同組合の店舗で売つておるものでも何でもございせん。ただ購読者の購読しやすさというに取次しておるだけであります。それが一つの取引だというので、取引高税を納めろという税務署が富山県にあるのであります。こういうことでまことに困つておるのであります。そこでその販売あつせんとい

が、懸念されるのであります。ただいま御指摘のありましたケースは取調べまして、また後刻内藤さんにお答え申し上げたいと思っておりますが、方向はそういう方向で参つておるはずであります。

○塚田委員 物品税の問題について少しばかりお尋ねをいたしたいと思うのであります。今度の物品税の改正が政府から御提案になつていたのだいて、結論から申し上げるならば、非常に政府の努力を多量にいたしておる次第であります。御承知のように、物品税については使節間の勧告も、われ／＼から見ますと、非常に酷である。従つて勧告の物品税に関する面は、これは率直に言へばふでだと思つておつたのであります。それがよく今日の日本の実情に合うように大幅にお考えをいただきたいということには、非常に敬服かつ感謝をいたしておるのであります。(「やおちようをやるな」と呼ぶ者あり)ただいま内藤委員からやおちようをやつてゐるという御批判がありましたが、決してやおちようをやつておらぬのであります。率直な感じはまさにその通りなのであります。ただ、そうは申し上げても、やはり内容をよく吟味してみますと、少しお考え違ひの点があるのではないかと、いふように考えられますので、最初に物品税をお直しになる場合の基本的な考え方は、どういふ考え方をしておられたか、どうか。どういふ考え方に基いて物品の免税あるいは軽減という吟味をされたのか。その基本的な考え方を最初に伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 物品税につきましては、御指摘の通りの勧告によりまして、

と、ほんとうの必需品みたいな物を除外するのはいいだろうけれども、大体におきましては、歳入額をいたしまして、本年度の二百七十億程度を確保するような改正案が妥当じゃないか。

あまり税率等につきまして全面的引下げを行つたり、あるいは課税範囲をあまりにも拡張するのは、なお検討を要するといつたような勧告案になつておるわけでございますが、私どももさういふ検討いたしました結果、一方におきましては、織物消費税等の廃止等を行ひます。もう一方のものと比較権衡からいたしまして、間接税のシステムとしてできる限り公平なものにした、こゝういふような考え方で、この案を作成したわけでございます。考え方の基本をいたしましては、まず第一にはシャープ勧告案も言つておりますように、ほんとうの国民生活に最も関係の深い必需品の性質の濃厚な物、物品税の最低限度の必需品には、今までも課税してなかつたのでございます。しかし相当必需品らしいものに課税して来ているわけでございます。そういふものはこの際できる限り課税から除外する。これを一番の重要な項目にいたしておきます。それから個人個人の生活に使うにあらずして、大体は事務用にだけしか使われないような物につきましては、むしろ間接税は課税する十分な理由がないわけでございます。それから、さういふものにつきましては、その次に課税から排除する。この点はシャープ勧告案にもうたつてあります。が、たとえば各種の計算機とか、あるいはそろばんの類とか、その他主として純粹に事務用に使われる物、これは

課税から排除せられる。それからその次にほんとうの必需品とまで言えないかもしれないが、やや大衆が消費しまして、必需的性質が若干あるといつたようなものにつきましては、税率を若干低減するといふことが一つ、いま一つは、これは政令事項になります。が、免税点等によりまして、極力さういふような措置を考へて行つたらどうか、かように考へております。

それから甲類乙類の物品等あまりにも高率でありまして、課税の実情がそれに伴わないといふものにつきましては、シャープ勧告の根本精神は、いわゆる税法通り実施するといふことを非常に重要な眼目にいたしております。から、この際はむしろさういふ観点と歩調をそろえまして、課税の実際とかみ合せまして、ある程度実行可能な税率を引下げる、かような考え方をしております。しかし何と申しまして物品税は相当な歳入でございますので、この際としましては、若干は妥協的な考へ方に立つておるものの中にはないであります。収入額等をもあわせて考へまして、今の段階におきましては、まず妥協かと思はれるような改正案を作成して、御提案いたしたような次第でございます。大体さういふ基本的な考え方をいたしまして立案しておりますことを、最初に申し上げておきたいと思ひます。

○塚田委員 私はその若干妥協された点があるのじゃないかといふことを実はお尋ねしたかつた。勧告にも御指摘のよう書いてあるのですが、予算を二百七十億確保しろといふことが、物品税に対する勧告の考え方の基本の線

になつてゐるようにも思はれるのでありまして、政府がもしさういふ考え方をしておられたのだとすると、勧告が物品税についてはさういふ考え方をしておるから、これが勧告の最もふできな点だと思つておる。そのふできな点を政府も一緒にやつて同じふできを重ねておられるじやないかと、私ども実は案じておつたが、若干の品目についてさういふ考え方をしたというお話であります。その若干の品目が実は非常に迷惑をしてゐるのであります。そこで私率直に申し上げたいのであります。が、今度の物品税の改正におきましては、予算といふものをそんなに頭に強く置くことはおそろしく適当じやないじやないか。それは一つは経済的な理由からも来るのでありまして、予算をお組みになつても、予算といふものは、物品税に關しては多分に税率と關係して出て来るものでありまして、この税ならばこれくらいの上上げがある、またつかめる。従つて税はこれだけとれるといふことが出て来ますが、税率を下げるとまた捕捉がよくなつたり売上げがよくなつたりしまして、下げたかえつて税収がふえる面もあるわけなのであります。

もう一つ今日の物品税の改正で、一番根本的に考へていただかなければならぬのは、この率で税をとつて、それだけのものが今日の有効需要とにらみ合せて、購買力があつて売れて行くかどうかといふ点を、むしろ非常に重要に考へていただかなければならぬと思ひます。勧告の考え方はおそろしくさういふ点については、それはそれだけ高くして、売れなければ、生産が減つて、需要と供給の關係でつり合つてこ

ろでまざるだらうから、いいじやないかといふ考えだらうと思ふのであります。が、この考え方は、実は日本の今日の経済の実情をよく見ていただかなかつたために、出て来た考え方だと思ふのであります。今日さういふ場合に非常に困つておりますのは、むしろ中小あるいは零細な業者でありまして、さういふ人たちに、売れないから商売をやめろといふことは、実は言えない今日の日本の状態になつておるのであります。それよりもむしろ税収にさへ響かぬならば、さういふものは免税あるいは軽減をして行つて、さういふ人たちの事業が成り立つて行くように、さうしてまた国の予算にも穴があかないようにといふのが、私は今日の日本の産業、生産の上から、一番考へて行かなければならぬ点ではないかと思ふのであります。さういふやうな観点からいたしまして、あまり予算にとらわれて、物品税の当然下げるべきものを下げないで、さういふ考え方をいたしました。さういふ考え方は、適當でないじやないかと考へておるわけでありまして、さういふ考え方は、私に言ひますと、私が一番問題になると思ひますのは紙であります。これは非常に予算が多額であるために、本来ならばさういふものは品物の性質からして、当然免税になつてしまふべきものであると思ふものを、一割にとどめてある。これは他の免税になつたいろいろな種類の物のと権衡から考へましても、紙そのものの用途などから考へましても、これは当然免税に持つて行つてしまふべきであるといふ理論には、おそろしく御反対はなからうと思ひます。ところがさういふ予算面からの關係で、これも残つてしまふ。さうし

て紙が残りまたために、非常に困難をしておりますのは、いわゆる家内工業とも言えるような形で仕事をしております手すきの和紙をつくらせておる和紙製造業者でありまして、その巻添えを食つて、依然として免税に行かなかつたという結果になつておる。こういう例は私は適當ではないと思うのでありまして、むしろ減収があるならば、それを他の面でカバーするにしても、こういうものは免税に持つて行つてしまふというほど、徹底してお考えを願ふことができないものか。この点をひとつお伺いしたい。

○平田政府委員 御指摘の紙の場合、確かに議論がある点ではないかと私どもも思つております。ただ厳密に申し上げますと、やはり紙の中にもこまかく言つて課税して当然しかるべきものかと思ふものもございましょう。それからまた非課税にするのが当然だといふものもございましょうし、あるいはどちらかと言いますと、今御指摘のように、紙につきましては非課税にしていいものが多いのじやないかという御意見も、確かに一つの有力な御意見だと思ひますが、先ほどもちよつと触れ、また塚田さんも御承知のように、物品税の蔵入のうち現在紙だけで一割、三十億近くの収入になるわけでありまして、これを一律にはずしてしまふかどうか、確かに問題だとは思ひますが、しかし一面におきましては、先ほど議論が出ました所得税の基礎控除等も、やはりまだ相當の議論がありまして、どれもこれもすべて満足なる解決ができるような段階に行きますれば、これはすつぱり理想的なラインを

もつてやつて行くというのが、一つの有力な行き方だと思ひます。しかし今度の補正予算及び来年度の大体の見通しの段階においては、まず二割の税率が一割に、半分になるのをごいいますから、その程度でしんぼうしていただくのも一つの解決の方策ではなからうか。いろいろ諸般の事情を考えまして、物品税についてはできるだけ合理化をはかりたいと思つてゐるわけですが、さしあたりの処置をいたしましては、一割ぐらゐの課税をいたしたかどうかと考へておりま

す。さらに御指摘のように、紙の中にも和紙と洋紙という問題がございまして、それから企業形態によつて考へたらどうかという御意見もございまして、この点若干参考になるというこゝとは一つの見方だと思ひますが、物品税はあくまでも消費税として、消費者に転嫁される影響を考へるわけでありまして、従つて企業形態のいかんといふことを本位に考へざるを得ない。そういうことを本位に考へますと、この洋紙と和紙との限界いかんといつた問題がありまして、なおよく検討を必要とするのではないかと考へております。しかし今回の物品税におきまして、紙の課税は確かに蔵入額にとらみ合せて、この際税率の引下げで何とかしんぼうして、もう一つ加えておきたいと思ひます。○塚田委員 次にまつたく逆な意味において、少しも納得の行かないものが人工甘味料であります。人工甘味料は現行六千円のもの三千円にお下げになつた。これは前国会でありましたか、前々国会でありましたか、その時

分においては、私どもも三千円あるいは場合によつては二千円ぐらゐが、適当じやないかというように考へておつた時期もあるのですが、その時分は私どもは、経済界の実情が、あつたものが当時七千円か八千円ぐらゐの値段で売られてゐる、こういうように了解をして、そういう議論をしておつたわけでありまして、その後本年度の夏の間に於ける実績を見ておきますと、これは相當もつと高い値段で売れてゐる。これは政府においても十分御承知だと思ひますが、一万二千円ぐらゐの値段で売れておつたようであります。しかもそういうことは、今年非常にア

イス・キャンデーなどが、いなかにならば行きたつたという事情があつたためだろふと思ふのであります。もしそういう事情であるとするれば、これは常識によつて今後も相當の値段でなお売れる見通しがあるのじやないか。そういうときにこの六千円を一気に三千円まで下げて来るという考へ方は、はたしてこれに關する限りは適當であるかどうか。その辺をむしろ私どもは疑問に思ふのであります。もし減収をカバーしなければならぬ必要があるならば、そういう面でも若干カバーできる面もある。従つて上げるものは上げ、下げるものは下げるというこゝで、もし予算とのにらみ合せが必要であるならば、再考を願つたらどうかと考へるのであります。人工甘味料についてあれをお出しになつた考へ方をお伺いしたいと思ひます。

な調査をいたしたのでございまして。大體調査したところによりまして、確かに高い面もある。しかし何とかやつて行けるのじやなからうかという考へ方からいたしまして、當時としてはすえ置いたわけがございまして、現実の問題といたしましては、砂糖の輸入が比較的減りまして、それから甘味料に対する夏の需要が相當ありましたため、何と今今の税率で今年はしのげて来たというのが、現在の事情ではなかつたかと思ひます。ところでよく考へてみますと、今後におきましては、砂糖についてもシャープ博士は廃止したかどうかという意見を出しておりますが、その他サツカリンのみならず、餡、蜂蜜等についてもやはり若干の軽減をはかるのが、方向としては適當でないかといふことを考へまして、そういう見地から、サツカリン、蜂蜜、餡等については相當程度の税率の引下げを行うことにいたしましたのでござい

ます。この税率ではたしてまつたく市場の需給状況に合したものであるかどうかといふことになると、いろいろ議論もあるかと思ひますが、この辺までいたしておきますと、大體今後においても問題なくサツカリンがさばけるだらうといふことを考へまして、かような税率を作成して、提案いたしたような次第でございまして。なお議論としましては、砂糖を非課税にするならば、サツカリン等にも課税しなくともいいじやないかという議論がございしますが、これは少し行き過ぎで、砂糖は配給になつておりますが、こういう品物は配給に際しては、この程度減税をして課税することはいたし方なからう、かように

考へてゐる次第でございまして。○塚田委員 主税局長の答弁は、私はむしろ下げ過ぎたというお尋ねをしたのに、下げ足らぬという質問をしたような御答弁になつたのですが、私はサツカリンとか水飴とか蜂蜜とか、もし収入が必要であるならば、そういうものでお上げになつて、紙なんかは廃止にしたらどうか、こういう考へを持っております。

そこで各品目については各委員それぞれの御意見があると思ひますが、私づつと品目を拜見して、非常に不合理に感ぜられるのは、冷蔵庫が五割のところにすえ置いてあるという点であります。これはどういふお考へであつたか存じませんが、私ども常識的に考へますと、家庭用の冷蔵庫、これは家具の一種だし、家具という名前によれば当然三割引かれる。それでああいうものは高く使えないから、普通の家庭では使ひませんが、ああいうものがあるならば、食物の衛生の上からも、また経済的に物を使う意味からも非常にいいものだから、ああいうものを五割もおとりにならなければならぬという理由はないのじやないか。こう考へるのですが、ああいうものがどうして五割のところへすえ置きになつてゐるかといふ点を、一つ伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 家具と冷蔵庫の税率は、実はすつと前から違つて來てゐるわけがございまして、これは家具ならば大體どの家庭でも必要とするが、冷蔵庫を備へつける家庭はどつちから申しますと、比較的少いといふところから來てゐるのではないかと考へます。ことに電気冷蔵庫のごときに至り

ましては、これはやはり今の段階では相当せいたく品と称すべきものでございまして、これはある程度高い課税をするのが当然だと考えております。これはだん／＼水の需給もよくなりまして、冷蔵庫は衛生的な見地からも少し奨励をはかつたらどうかという情勢に、だん／＼近づきつつあるようでございまして、今後においてはやはり御意見の通り、相当反省を加える必要があるのではないか。その方法の一つとしては、あるいは氷の冷蔵庫の一定規格以上の大衆型と申しますか、そういうものについては免税をするかどうか、よく今後の問題として研究してみたい、かように考えております。

○塚田委員 次に楽器間の権衡の關係から若干不合理だと思われましますのは、楽器が全部五割でまゝとつていて、蓄音器が六割にすゑ置かれて、ラジオが三割から二割に下つてゐる点は、どうも変じやないか。ことに楽器は今までは二つに分けて、高いものと低いものがあつたのを、今度は一本にしてみなお下げになつたことはけつこうであるが、蓄音器だけ置いて行かれたのは、蓄音器のいい音が出ないのじやないかと考えるのですが、この点はどうか。

○平田政府委員 蓄音器等の楽器についての御意見ですが、楽器の中にもいろいろありまして、二つにわけて課税しておるわけです。たとえばピアノ等の楽器はそれだけに値段も非常に張りまして、高率課税ですといかにも値段が高くなるという点もございまして、この際としてしましてはむしろ税率を一本にして、課税した方がいいのじやないかという考え方で、昔にかえりま

して一本にいたしたのであります。その結果楽器の中にいろいろございまして、そのうちから、勢い蓄音器等より一〇％だけ軽くなつておりますが、これは全体を考えますと、この辺でいたし方なからう。将来さらに非常にこまかく考えます場合にございましては、確かに一つの研究材料ではあらうと考えますが、この際としてしましては、この程度でいいのではないか、かように考えております。

○塚田委員 局長は都合のいいときはせいたく品とおつしやるが、今のようなものこそこれは冷蔵庫なんかと違つて、われ／＼から見れば手も及ばぬような富豪がお使いになるもので、これこそ庶民大衆には縁の遠いものである。これはいくら税がかかつて値が高くなつても一向さしつかえない。これは六割にしてさしつかえないという意味ではなくて、蓄音器というものは五割あるいは三割にお下げになるものではないのでありますが、これが蓄音器を六割に置かなければならないという理由にはならないと私は思うのであります。ことに蓄音器でも電気蓄音器というものは、ラジオと同じ性質を兼ねておるものでありますから、ラジオが二割になつてしまつたのに電蓄が六割ということはあまりにも不合理、不公平だ。そういう考え方から、これは将来はもと蓄音器さらに楽器も合せて三割ないし二割に下げるべきでしようが、当面の措置として少くとも五割くらいまで下げておく必要がある。こういうふうには私は考えております。

○平田政府委員 今の蓄音器も決して税率が下らないわけではございませんで、今の八割が六割になるのであります。

す。二割の税率引下げになるわけでありま。ラジオは三割が二割に下りま。すので一割下る。価格から申しますと、むしろ蓄音器の方が下つておりますが、その辺は考え方によりましては、先ほど申し上げましたように、あまり下げる必要はないという議論もあるかもしませんが、一面徴税上の問題その他を考えまして、今回といたしましては、この程度でひとつ御審議を煩わしたいと考えておる次第でございます。

○塚田委員 次にお尋ねしたいのは清涼飲料税であります。これはできることならば税金をとらない方がいいのだらうと思つております。またほかの国ではこういうものには税金をとつていないところもあるようであります。収入の關係があつて全廃というわけには行かないだらうと思ひますが、ただ非常に困りますのは、清涼飲料は他にこれと競合するものがたくさんあるのであつて、たとえば同じく税をかけるられておりますけれども、嗜好飲料、それから税のかかつておらぬものでありますと、アイス・キャンデーというやうなものと需要が競合するのであります。これだけが不当に高い率で置かれることは、そういう意味においてやはり適當でないのじやないか。かように考えるのであります。それで嗜好飲料と清涼飲料との振合ひをとつてみますと、政府はどういうように御計算になつたか知りませんが、私が手元に集めた資料では均衡がとれておらないように思ふ。こまかい数字は申しませんけれども、いろ／＼業者の意向などを聞きまして結論として出しましたところでは、おそらく今度の改正案の

半分のところを持つて来ていたのだと、嗜好飲料の三割のところと實質的に同じ均衡のとれた税率というものが出て来るのである。こういうふうに考へられる。そこでそれじや減収するということではあります。これは戦前のこういうものに対する需要面から見ましても、これが安くなれば相当販路が大きく出て来るというやうな關係で、おそろく減収はしないだらうという見通しが立つ、その点また業者もそれに同意見のようでありますので、この点は収入面に対する顧慮はそういらな。い。こういうふうに考へられるのです。が、この点についてはいかがですか。

○平田政府委員 清涼飲料税につきましては、御指摘の通り私どもも主として嗜好飲料等とのバランスと申しますか、そういうものをとにしまして税率を定めたのでございまして。問題はたしかびんをどう見るかによつて、若干見解の差が出て来るかと思ひますが、私どもの計算によりまして、大体これで権衡がとれるのじやないかというふうな考へておるのであります。その詳細につきましては、あるいは後ほど資料をもつて御説明申し上げてもよいと思ふ次第であります。

○前尾委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

昭和二十四年十一月三十日印刷

昭和二十四年十二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所